

香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第14号

香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例の一部を改正する条例

香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例（昭和42年香川県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(種別及び手数料の額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく健康診断及び<u>予防接種法</u>（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種を実施義務者又は実施主体から依頼を受けて行う場合の手数料の額は、前項の規定にかかわらず、知事が別に定めた額とする。</p>	<p>(種別及び手数料の額)</p> <p>第2条 試験検査等の種別は、別表及び診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号。以下「算定方法」という。）別表第1医科診療報酬点数表に掲げるとおりとし、手数料の額は、別表に掲げる試験検査等にあつてはそれぞれ同表に定める額とし、算定方法別表第1医科診療報酬点数表に掲げる試験検査等にあつてはそれぞれ算定方法第2号に規定する方法により算定して得た額の10分の8に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく健康診断、<u>予防接種法</u>（昭和23年法律第68号）に基づく<u>予防接種及び老人保健法</u>（昭和57年法律第80号）に基づく健康診査を実施義務者又は実施主体から依頼を受けて行う場合の手数料の額は、前項の規定にかかわらず、知事が別に定めた額とする。</p>

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。